

中小企業等支援事業・新しい生活様式普及支援事業

第2弾 小規模事業者緊急支援事業追加支援金

新型コロナウイルス感染拡大により、事業に影響を受けた町内の小規模事業者(常時使用する従業員の数が20人以下の法人または個人事業主)に対して、事業の維持または継続のためのさらなる支援として、第2弾の支援金を支給します。

▶対象

- ①令和2年1月1日時点で、町内に本店または事業所を有する法人、町内に事業所を有する個人事業主
- ②令和2年1月から3月までの間に開業した町内の小規模事業者

▶支給要件

①の事業者

次のすべてを満たすもの

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年2月以降における1カ月(任意の月)の売上金額が、前年同月の売上金額と比較して5%以上減少していること
- 直近の年分の確定申告、または住民税申告を行っていること
- 前年の事業収入が、収入全体の過半数を占めていること

②の事業者

- 令和2年4月以降における1カ月(任意の月)の売上金額が、令和2年3月までの月平均の売上金額と比較して5%以上減少していること

▶支給金額

1事業者につき、売上金額の減少率によって、次のとおり支給します。

売上減少率	支給金額
30%以上	15万円
20%以上30%未満	10万円
5%以上20%未満	5万円



前回の小規模事業者緊急支援事業で支援金の支給を受けた事業者も申請できます。

新しい生活様式普及支援補助金

町内の事業者が、新型コロナウイルス感染拡大を予防する「新しい生活様式」に対応するために要した経費に対して補助金を交付します。

▶対象

- ①町内の小規模事業者(常時使用する従業員の数が20人以下の法人または個人事業主)
- ②町内の中小企業者等(小規模事業者以外)

▶補助要件/次のすべてを満たすもの

- 運輸業、小売業、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかを営む者
- 消耗品および設備等を導入または設置する事業所が町内にあり、令和2年2月1日から申請時点において、継続して事業を営んでいる者
- 寄居町税の納税義務者であり、滞納がない者

▶補助対象経費

令和2年2月1日から12月28日までに「新しい生活様式」に対応するために消耗品や設備等を導入または設置した際に要した経費

対象となる経費の例

- マスク、消毒液、ゴム手袋等の購入費
- セルフレジ、キャッシュレス決済機器、非接触型体温計、空気清浄機、アクリル板、パーテーション等の購入費および賃貸料
- 換気扇の取り付け、非接触型水栓への交換等の改修工事費

▶補助金額

①の事業者 上限 5万円

②の事業者 上限 10万円

共通

▶申請期限/12月28日(月)

※12月28日消印分まで有効

※予算額に達した時点で受付終了

▶申請方法/申請書を町公式ホームページより取得し、必要事項を記入のうえ、添付書類(町公式ホームページ参照)を同封して郵送で商工観光課へ提出してください。

☎商工観光課

(〒369-1292住所記入不要、☎581・2121内線452)



知らないうちに、拡めちゃうから。 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

町民の生活支援や地域経済対策に取り組みます!

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため創設されました。町では、交付金を有効に活用し、感染拡大防止対策をはじめ、町民の皆さんの生活支援や地域経済対策に全力で取り組みます。

STOP COVID-19 町民の生活を支援します!

◆水道料金減免事業

手洗いの徹底等における「新しい生活様式」の導入に伴う経済的負担を軽減するため、水道料金のうち基本料金の2分の1を免除(川北地区は9月、川南地区は10月検針分から4カ月分)します。

☎上下水道課(☎581・2121内線261・262)

◆すくすく子育て応援特別給付金給付事業

⇒本誌5頁をご覧ください。

◆中学3年生支援事業

義務教育最後の年において、臨時休校や各種大会の中止等により、これまでどおりの学校生活や部活動ができなかった中学3年生を応援するため、生徒の家庭に対し、商品券を配付します。

☎教育指導課(☎581・2121内線522)

STOP COVID-19 事業継続や地域経済を支援します!

◆中小企業等支援事業・新しい生活様式普及支援事業 ⇒本誌3頁をご覧ください。

◆町内消費促進事業

町内での消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、町内で買い物(1万円以上)をした方に対し、プラスチックゴミ削減につながる町オリジナルエコバッグを先着でプレゼントします。

☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線221・222)

◆花植木農家支援事業

卒業式やイベント等の中止により花植木の需要が減少し、厳しい経営状況にある生産農家の事業継続支援のため、町が花植木を買い受け、公共施設などに配付します。

☎農林課(☎581・2121内線401)

◆農産物等インターネット販売促進事業 ⇒本誌9頁をご覧ください。

STOP COVID-19 感染の拡大を防止します!

◆インフルエンザ予防接種事業 ⇒本誌6、7頁をご覧ください。

◆安心安全 教育・保育環境整備事業

小中学校や保育所、放課後児童保育施設の水道蛇口をレバーハンドル型へ変更し、接触頻度を低下させることで感染リスクの低減を図ります。

○保育所・保育施設について ☎子育て支援課(☎581・2121内線201)

○小中学校について ☎教育総務課(☎581・2121内線511)

◆図書館パワーアップ事業(電子図書館整備)

ウイルス感染を気にすることなく読書を楽しんでもらえるよう、電子書籍を購入し、ご自宅の端末等から読書ができる電子図書館を導入します。

☎町立図書館(☎580・1888)

◆行政区活動支援事業

行政区の運営に当たり「新しい生活様式」への移行を支援するため、感染対策用備品等を支給します。

☎自治防災課(☎581・2121内線371)

